

大阪市消防職員服制規則の一部を改正する規則

大阪市消防職員服制規則（昭和42年大阪市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (服制)<br>第2条 消防吏員が着用する被服等の種類は、次のとおりとし、その地質及び製式並びに着用方法については、消防長が定める。<br>[(1)~(13) 略]<br><u>(14)</u> <u>ポロシャツ</u><br><u>(15)</u> <u>Tシャツ</u><br><u>(16)</u> <u>ネクタイ</u><br><u>(17)~(19)</u> [略] | (服制)<br>第2条 [同左]<br><br>[(1)~(13) 同左]<br>[新設]<br>[新設]<br>[新設]<br><u>(14)~(16)</u> [同左] |
| 備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。  |  |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。